

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 10日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530006

研究課題名（和文） 対席調停の対話プロセスの実態に関する研究

研究課題名（英文） An Empirical Study of Mediation Process in Urban Communities

研究代表者

仁木 恒夫（NIKI TSUNEO）

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：80284470

研究成果の概要（和文）：本研究では、そのモデルとするアメリカの民間調停機関で採用されている理論および実態と比較しつつ、わが国の司法書士が運営する対席調停の対話の実情を経験的に検討した。対席調停は合意という「調和的解決」を「目標」に対話をすすめることが想定されているが、その対話には常に対立緊張をともなう当事者間での非同一性が現れている。そして、それにもかかわらず当事者が問題を収束させる対席調停の機能が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In this research, I compare the mediation practice conducted by judicial scriveners in Japan with that of private mediation centers in the United States. Mediation is a dispute resolution style oriented towards an agreement between disputants. Mediators facilitate interaction between disputants to reach an agreement. However, particularly in disputes between various and different people, disputants are unlikely to reach an agreement easily, and will experience conflict throughout the conversation of the mediation sessions. When the mediators facilitate such an interaction of disputants, I think we may actually observe dynamics outside of the facilitative model. What kind of order do they generate through the mediation process?

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：対席調停、司法書士、対話秩序、日米比較

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国における対話プロセス重視の民間調停の興隆とその稼働状況。

① わが国では1990年代後半の司法型調停実務の同席調停の試みを受けて、司法制度改革期にアメリカの理論や技法に基づいた対席調停スタイルを基本形態とする民間調停機

関が多数設置された。

② しかしながら、これらの民間調停機関が、その取扱件数においても、また個々の事件処理においても、想定するモデルのとおり稼働しているかどうかについて、十分な検討が行われてきたとはいえない。司法制度改革によって促進された民間調停機関の現状につ

き、客観的な資料に基づいて評価することが求められる。

③特に、調停は合意を志向する「調和的解決」と想定されているが、このことは民間調停の現場と必ずしも適合していないようであり、経験的に検証される必要がある。

(2)モデルとしてのアメリカの実情の再検討の必要性。

①他方で、わが国でモデルとして参照されてきたアメリカの民間調停の実情も、その理論および技法を中心にこなわれてきたのであり、その実践の実情や各種民間調停機関の設立の経緯や運営の実情については十分な関心が払われてこなかった。この点においても、理論や技法の活用にあたっては、アメリカの実情を正確に把握したうえで、その有効性ははかられる必要がある。

2. 研究の目的

(1)司法書士型対席調停の対話の会話分析。

①本研究では、民間調停機関のうち、特に比較的早い時期から強い関心を示し準備を進めてきた、司法書士が運営する対席調停を研究対象とする。

②司法書士が担う対席調停での対話の実情を、そのモデルとなったアメリカの民間調停機関の対席調停と比較しながら、経験的に明らかにする。

(2)対席調停の対話プロセスにみられる敵対性についての理論的かつ経験的研究。

①とくに対席調停では、紛争当事者が対面しての対話は可能であり、その成果として合意という調和的解決(win-win solution)が獲得できることを想定している。しかし、現実には対席する当事者間には常に敵対的な緊張感があり、それにもかかわらず多くの場合に解決にいたる。このような対席調停における対話プロセスの実情を理論的、経験的に明らかにする。

②本研究では、特に司法書士が運営する対席調停での会話記録を資料として、この課題を実証的に明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は主に以下の3つの側面から遂行される。

(1)理論研究

①わが国の対席調停の支持者が主要な参照モデルとしているアメリカの理論と技法についての基本的な理解を獲得する。この作業は、比較の対象である、アメリカの実情を知るための基礎的な前提でもある。

②また、対席調停の実態については、対話の現場で意識されている、常時つきまとう当事者間での他者性・非同一性をとらえる理論枠組としてフランクフルト学派のミメシス論の法人類学的な応用を検討する。

③経験的研究の方法論としては、筆者がすでに一定の成果を獲得している解釈法社会学の手法に依拠する。

(2)実態調査

①まず、本研究の中心的な分析課題である司法書士型の対席調停の会話資料を収集する。関係者の同意のもと、可能な限り正確な会話資料を収集する。

②比較対象であるアメリカの民間調停機関での対席調停の実情について、主にインタビューにより資料収集をおこなう。また、対席調停が活発に稼働している機関の実情とその成立条件を明らかにする。

(3)研究会

筆者がこれまで継続してきた、近畿地域で対席調停に携わってきた司法書士との研究会を継続し、獲得された知見について随時多角的な検討をおこなうための機会とする。

4. 研究成果

本研究の遂行により、主に以下の4つの側面で、わが国の対席調停の対話プロセスの現状を考察するにあたってきわめて重要な知見を得ることができた。

(1)参与観察による経験的資料の獲得。

調停は非公式紛争処理であり、非公開を特徴の一つとする。そのため、多くの民間調停機関が設立されてきたにもかかわらず、その実情を知る客観的な資料は公表・共有されてこなかった。対席調停の現状を正確に評価するためには、こうした資料に基づく検証が不可欠である。この点につき、本研究では、資料として活用できる件数は限られているものの、司法書士運営の対席調停の対話に関して、きわめて有益な資料の収集が達成された。まずこのことが特筆される。また、資料として活用は制限されるものの、参与観察により、公表可能な資料が当該調停機関のより広範な実践活動においてどのように位置づけられるのかを推論する手がかりを得ることができた。

(2)対席調停モデルの理論枠組とアメリカにおけるその運用の実情。

上記の会話資料を分析する際の重要な理論枠組の一つである、対席調停モデルの理論と技法につき、重要な知見を得ることができた。本研究遂行期間に、筆者はコロンビア大学での在外研究の機会を得て、Liebman 教授の助言を受けて、アメリカの複数の民間調停機関の調査をおこなった。また、実際にその一つと連携するコロンビア大学ロースクールでの Mediation の授業を体験した。それによると、アメリカの民間調停機関でもっとも有力な対席調停モデルは「紛争解決型(problem-solving)」であるが、現実には他の手法を採用する調停者も所属しており、また「紛争解決型」モデルに対しては特に「変

容型(transformative)」が大きな影響を及ぼしているという。すなわち、「変容型」の影響を受けた「問題解決型」の対席調停実践が広く行われているのである。

また、アメリカにおいて活発に活動している民間調停機関では、合意成立率が高いことや事後的なアンケートでも高い評価を受けていることから、かかる対話プロセスの質が高いことが推測されるが、それだけではなく事件確保のルートを戦略的に確立してきていることが明らかになった。アメリカにおいて民間調停が普及定着している理由の一つには、対話プロセスの理論や技法だけでなく(むしろそれ以上に)、こうした総合的な戦略があるのではないかと推測されるのである。

(3) 日米の民間調停機関の運営に関する比較の視点の獲得。

以上の点と関連するが、わが国において民間調停が必ずしも期待されたほどの事件処理件数を扱っていないこと、それにもかかわらず機関運営に苦慮していくことが、近年とくに強く意識されてきている。この問題を考えるに当たっては、アメリカの民間調停機関の実情を包括的に理解することがまず不可欠な前提となる。この問題は、本研究が採用する解釈法社会学の方法論による視角から導かれる。この点でも、本研究では、非常に重要な知見を得ることができた。まず、わが国ではあまり意識されないが、アメリカにおいて裁判外紛争処理(ADR)が普及した背景には司法へのアクセス(Access to Justice)という福祉国家的司法論がある。したがって、多くの民間調停機関は州政府の多額の助成金を得て運営しているのである。しかし他方で、民間調停はその発生の沿革からコミュニティに根差すものであり、コミュニティの自律とも深いかわりがある。その点で、活発な民間調停機関においては、調停候補者の確保およびその質の維持のため固有の特徴をもったトレーニング・システムを構築している。このトレーニング・システムは、実践と密接なかたちで設計されており、実践的有効性が推測される。またこのトレーニングは、弁護士等の外部者に対して有償で提供されているが、一定の受講者が確保されている。民間調停機関にとって、単に対話で紛争解決をするというだけではなく、こうした一連の仕組みが当該調停機関の運営、サービス質の安定をもたらしているのではないかと考えられるのである。

本研究の中心課題は、対席調停における対話プロセスの実態の解明にあったが、こうした機関の成立の背景や基盤とあわせて検討することが不可欠であることが明らかになっている。その成果の一部は、筆者がインタビュー調査およびトレーニングを経験した San

Diego の National Conflict Resolution Center の出版物 The Exchange の海外文献紹介で公表される予定である。

(4) 合意を目指した対話プロセスに観察される敵対性・非同一性の理論的経験的分析。本研究の遂行過程で、当初計画していた対話プロセスの分析を、その置かれたコンテキストの中でより深く検討する必要性を強く感じるにいたった。新たに発見された課題との関係ではまだ限定的な知見に止まるが、前述の司法書士運営機関でおこなわれている対席調停の会話資料を分析するための、対席調停理論モデルとは異なる、もう一つの理論枠組の構築がおこなわれ、現在具体的な事例分析をすすめている。すなわち、対話プロセスのほとんど覆う当事者間の敵対的・非同一的な姿勢を、フランクフルト学派等のミメシス論に依拠して解釈するという作業である。獲得されている会話資料を丹念に分析すると、多くの調停技法で言及されている「繰り返し」や「言い換え」を媒介して、双方当事者と調停者のあいだで他者への同化を志向しながらなお、ズレを消滅させることのできない共在の場が現出していることが観察される。それではなぜ、多くのケースにおいて紛争は「解決」するのか。それはこの調停の場が、当事者双方にとってきわめて限られた場ではなく、当事者はそれぞれこの調停の場を超えて解決を模索しているからではないかという仮説を、数件の事例分析と、参与観察から獲得された知見から得ることができた。その成果の一部は公表を予定して現在とりまとめている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

① 仁木恒夫、吉田勇『対話促進型調停論の試み』書評、法社会学第78号、査読無、(2013)、275-283

② 仁木恒夫、海外文献紹介 Steven Dinkin, Barbara Filner, Lisa Maxwell 『The Exchange: A Bold and Proven Approach to Resolving Workplace Conflict』、仲裁とADR、第8巻、査読無、(2013)、10-13

③ 仁木恒夫、集合住宅の近隣紛争と対話フォーラム——マンションADRの可能性、マンション学第38巻、査読無、(2011)、58-61

[学会発表] (計1件)

① 仁木恒夫、司法制度の中の「生成途中の法律家」、法社会学会、2013.5.11、青山学院大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

仁木 恒夫 (NIKI TSUNEO)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80284470